

佐世保市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定により、佐世保市立小学校・中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営に関して佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民及び保護者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される、地域とともにある学校づくりに取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するために協議会を設置するよう努めるものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を設置する。

2 教育委員会は、前項の協議会を設置しようとするときは、当該学校の校長、地域住民等の意見を聴くものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 前条第1項の規定により協議会を設置した学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、委員の候補となる者を推薦することができる。

3 教育委員会は、前項の規定による推薦があった場合は、これを尊重して委員の選考を行うものとする。

4 委員の定数は、25人以内において、対象学校ごとに教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める。

5 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他、特別な事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。

(3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(基本的な方針等の承認)

第10条 対象学校の校長は、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

3 第1項の承認が得られない場合は、校長は、協議会の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

(意見の申出)

第11条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該対象学校の校長を通して、任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、任命権者が長崎県教育委員会であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(評価及び住民参画の促進等)

第12条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営状況等について評価を行うことができるものとする。

2 協議会は、当該対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(協議会活動の情報提供)

第13条 協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解嘱又は解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1) 第9条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、当該対象学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。